

○福岡都市圏南部環境事業組合共同企業体運用要綱

〔平成23年5月12日〕
〔告示第3号〕

(趣旨)

第1条 工事を建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)に発注する場合の事務取扱いについては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱での共同企業体は、特定の工事の施工を目的としてその都度結成される共同企業体をいう。

(採用方針)

第3条 共同企業体の採用は、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の効果的施行を確保する場合、又は、地場業者の技術力、経営力を強化することにより、その育成・振興を図ることを目的とする場合に行うこととし、工事の規模、性格等を勘案のうえ、その都度採用の決定を行うものとする。

(対象工事の種類及び規模)

第4条 共同企業体の対象工事は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、予定価格が当該各号に定める金額以上のものとする。ただし、特に管理者が定めた場合はこの限りではないものとする。

(1) 土木工事及び建築工事 2億円

(2) 設備工事 1億円

2 前項に規定する規模の工事であっても、当該工事を単独で確実かつ円滑に施工できる有資格業者があるときについては、入札に参加させることができる。

(構成員の数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、前条第1項に定める金額を大幅に上回る大規模な工事で、かつ、多数の工種にわたる等により技術力を結集する必要があるものについては、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められる場合に限り、5社までとすることができる。

(構成員の資格)

第6条 共同企業体のすべての構成員は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 当該工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも3年以上あること。

(2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

(3) 当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(結成方法)

第7条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

第8条 共同企業体の構成員の最小限出資比率は、次のとおりとする。

構成員数	最小限出資比率
2社の場合	30%以上
3社の場合	20%以上
4社の場合	15%以上
5社の場合	10%以上

2 前項の比率について、特に管理者が定めた場合はこの限りでないものとする。

(補則)

第9条 この要綱により難い共同企業体の取扱いについては、管理者が決定するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、同日以後に入札公告を行う工事について適用する。